		［削除］			69.08		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）		
					6908.10	000	―タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が７センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	ＳＭ	ＭＴ
					6908.90	000	―その他のもの	ＳＭ	ＭＴ
69.09 ～ 69.14		［略］			69.09 ～ 69.14		［同左］		
［略］					［同左］				
第15部　卑金属及びその製品 注 1　この部には、次の物品を含まない。 (a)～(l)　［略］ (m)　手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第96類の物品（雑品） (n)　［略］ ２～８　［略］ ［略］					第15部　卑金属及びその製品 注 1　この部には、次の物品を含まない。 (a)～(l)　［同左］ (m)　手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先その他の第96類の物品（雑品） (n)　［同左］ ２～８　［同左］ ［同左］				
［略］					［同左］				
第74類　銅及びその製品 注 1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)及び(b)　［略］ (c)　「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の15％を超えるりん銅は、第28.53項に属する。 (d)～(h)　［略］ 号注 ［略］					第74類　銅及びその製品 注 1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)及び(b)　［同左］ (c)　「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の15％を超えるりん銅は、第28.48項に属する。 (d)～(h)　［同左］ 号注 ［同左］				
［略］					［同左］				
第82類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 注 1　トーチランプ、可搬式鍛冶炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。 (a)～(d)　［略］ ２及び３　［略］					第82類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 注 1　トーチランプ、可搬式かじ炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。 (a)～(d)　［同左］ ２及び３　［同左］				